

○杵築市日中一時支援事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日杵築市告示第 62 号)

改正	平成 19 年 3 月 30 日告示第 19 号	平成 20 年 6 月 30 日告示第 29 号
	平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号	平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号
	平成 22 年 4 月 1 日告示第 42 号	平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号
	平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号	平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号
	平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号	平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号

(目的)

第 1 条 杵築市日中一時支援事業(以下「事業」という。)は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、杵築市(以下「市」という。)とする。

2 福祉推進課長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等(以下「事業所」という。)に指定できるものとする。

(事業の指定)

第 3 条 この事業において指定を受けようとする事業所は、杵築市地域生活支援事業所指定申請書(様式第 1 号。以下「指定申請書」という。)を福祉推進課長に提出するものとする。

2 福祉推進課長は、前項の指定申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の可否を決定して、杵築市地域生活支援事業所指定決定通知書(様式第 2 号)又は杵築市地域生活支援事業所指定却下通知書(様式第 3 号)により事業所に通知するとともに、杵築市地域生活支援事業所名簿(様式第 4 号)に記録するものとする。

(事業の内容)

第 4 条 この事業の内容は、日中を限度として、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市が必要と認めた支援を行うものとする。

(基準額)

第 5 条 杵築市日中一時支援事業の基準額は、別表第 1 のとおりとする。

(対象者)

第 6 条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者であって、市内に住所を有する者とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 19 条第 3 項の規定に基づき市が支給決定する者については、住所の有無にかかわらずこの事業の対象者とし、市が支給決定をしない者については、この事業の対象者とししないものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等
- (5) その他、福祉推進課長が必要と認めた障害者等

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする障害者等(以下「申請者」という。)は、杵築市日中一時支援事業利用申請書(様式第5号)を福祉推進課長に提出するものとする。

(利用の決定)

第8条 福祉推進課長は、前条に規定する申請があった場合は、障害者等の障害の程度や日常生活の状況、介護を行う者の状況等の勘案事項整理票(様式第6号)を作成し、その必要性を検討した上で決定するものとする。また、障害の程度に応じて、単価の区分(別表第2)の決定を行うものとする。

2 福祉推進課長は、事業の利用を決定した場合には、杵築市日中一時支援事業利用決定(却下)通知書(様式第7号)により申請者に通知するとともに、決定した障害者等(以下「利用者」という。)を日中一時支援事業利用登録者名簿に登録するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

第9条 前条の規定による決定の認定期間は、決定を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第7条に規定する申請を行うものとする。

(利用の変更及び廃止)

第10条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときには、杵築市日中一時支援事業利用変更(廃止)届(様式第8号)により、速やかに福祉推進課長に届け出るものとする。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第11条 福祉推進課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による利用決定を取り消すことができる。この場合、杵築市日中一時支援事業利用取消通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合

- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他福祉推進課長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第12条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、第8条第2項に規定する決定通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用料)

第13条 利用者は、事業の利用に要する経費の1割の額を福祉推進課長から指定を受けた事業所に支払うものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(利用料の負担上限月額)

第14条 利用者の当該事業の負担上限月額は家計に与える影響その他の事情をしん酌して、別表第3のとおりとする。

(遵守事項等)

第15条 第3条第2項により指定を受けた事業者(以下「事業者」という。)は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉推進課長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供した日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
- 6 福祉推進課長は、事業の適正な実施を図るため、必要に応じて、事業所が行う業務の内容を調査するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年9月30日までに法第5条第8項に規定する短期入所に係る介護給付の支給決定を受けている障害者等については、この要綱に規定する第8条の決定を受けたも

のとみなすことができるものとする。ただし、有効期限については、第9条に規定した期限とする。

附 則(平成19年3月30日告示第19号)
この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日告示第29号)
この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日告示第19号)
この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日告示第20号)
この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第42号)
この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日告示第20号)
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第19号)
この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日杵築市告示第14号)
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日杵築市告示第53号)
この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日杵築市告示第23号)
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

	区分1	区分2	区分3
利用時間が4時間未満	1,770円 ／回	1,590円 ／回	940円／ 回

利用時間が4時間以上8時間未満	3,550円 ／回	3,180円 ／回	1,880円 ／回
利用時間が8時間以上	5,320円 ／回	4,770円 ／回	2,820円 ／回
低所得・所得割16万円(障害児の場合は28万円)未満世帯食事提供加算	420円／回		

別表第2(第8条関係)

障害の種類等	障害の程度による単価の区分等		
身体障害者	(1) 障害の程度による単価の区分の内容		
	区分	障害の種類	
	区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度	
	区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度	
	区分3	区分1及び区分2に該当しない程度	
	(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準		
	項目	支援度合	判断基準
	食事	全介助	全面的に介助を要する。
		一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
	排せつ	全介助	全面的に介助を要する。
一部介助		便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。	
入浴	全介助	全面的に介助を要する。	
	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。	
移動	全介助	全面的に介助を要する。	
	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。	
(3) 留意事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の者は、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を 			

	<p>必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取り扱うこと。 		
知的 障害 者	(1) 障害の程度による単価の区分の内容		
	区 分	障害の種類	
	区 分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度若しくは著しい行動障害を有する程度又はこれに準ずる程度	
	区 分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度若しくは行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度	
	区 分3	区分1及び区分2に該当しない程度	
	(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準		
	項目	支援度合	判断基準
	食 事	全介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
		一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
	排 せ つ	全介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
一部介助		排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。	
入 浴	全介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。	
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。	
移 動	全介助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。	
	一部介助	目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。	
行動障	著しい	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。	

	害	あり	<p>下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。</p> <p>1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動</p> <p>2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動</p> <p>3) 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為</p>																															
精神障害者	精神障害を有する者については区分2に該当するものとする。																																	
児童	<p>〈身体障害児〉</p> <p>(1) 障害の程度による単価の区分の内容</p> <table border="1" data-bbox="325 779 1396 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 779 395 824">区分</th> <th data-bbox="400 779 1396 824">障害の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 831 395 913">区分1</td> <td data-bbox="400 831 1396 913">食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 920 395 1003">区分2</td> <td data-bbox="400 920 1396 1003">食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1010 395 1093">区分3</td> <td data-bbox="400 1010 1396 1093">区分1及び区分2に該当しない程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準</p> <table border="1" data-bbox="325 1227 1189 1657"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 1227 416 1272">項目</th> <th data-bbox="421 1227 544 1272">支援度合</th> <th data-bbox="549 1227 1189 1272">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 1279 416 1368" rowspan="2">食事</td> <td data-bbox="421 1279 544 1323">全介助</td> <td data-bbox="549 1279 1189 1323">全面的に介助を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1330 544 1368">一部介助</td> <td data-bbox="549 1330 1189 1368">おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1375 416 1464" rowspan="2">排せつ</td> <td data-bbox="421 1375 544 1420">全介助</td> <td data-bbox="549 1375 1189 1420">全面的に介助を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1426 544 1464">一部介助</td> <td data-bbox="549 1426 1189 1464">便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1471 416 1561" rowspan="2">入浴</td> <td data-bbox="421 1471 544 1516">全介助</td> <td data-bbox="549 1471 1189 1516">全面的に介助を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1523 544 1561">一部介助</td> <td data-bbox="549 1523 1189 1561">体を洗ってもらうなど一部介助を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1568 416 1657" rowspan="2">移動</td> <td data-bbox="421 1568 544 1612">全介助</td> <td data-bbox="549 1568 1189 1612">全面的に介助を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1619 544 1657">一部介助</td> <td data-bbox="549 1619 1189 1657">手を貸してもらうなど一部介助を要する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 留意事項</p> <ul data-bbox="293 1794 1396 1998" style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の児童は、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの児童であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものと 			区分	障害の種類	区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度	区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度	区分3	区分1及び区分2に該当しない程度	項目	支援度合	判断基準	食事	全介助	全面的に介助を要する。	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。	排せつ	全介助	全面的に介助を要する。	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。	入浴	全介助	全面的に介助を要する。	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。	移動	全介助	全面的に介助を要する。	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
区分	障害の種類																																	
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度																																	
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度																																	
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度																																	
項目	支援度合	判断基準																																
食事	全介助	全面的に介助を要する。																																
	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。																																
排せつ	全介助	全面的に介助を要する。																																
	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。																																
入浴	全介助	全面的に介助を要する。																																
	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。																																
移動	全介助	全面的に介助を要する。																																
	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。																																

して取り扱うこと。

- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取り扱うこと。

〈知的障害児〉

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

区分	障害の種類
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度若しくは著しい行動障害を有する程度又はこれに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度若しくは行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準

項目	支援度合	判断基準
食事	全介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入浴	全介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移動	全介助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
	一部介助	目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
行動障害	著しいあり	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。

		する。 1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 3) 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為
--	--	---

別表第3(第14条関係)

区分	対象者区分	障害者の場合	障害児の場合
生活保護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に該当する生活保護世帯	0円	0円
低所得1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に該当する市民税非課税世帯(前年収入合計額が80万円以下)	0円	0円
低所得2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に該当する市民税非課税世帯(低所得1に該当しないもの)	0円	0円
一般1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に該当する市民税課税世帯(所得割16万円(障害児の場合は28万円)未満)	9,300円	4,600円
一般2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に該当する市民税課税世帯(所得割16万円(障害児の場合は28万円)以上)	37,200円	37,200円

備考

- この表における「世帯」の範囲については、障害者(障害児の場合は保護者)とその配偶者とする。
- この表における「市民税」については、日中一時支援事業に係るサービス利用月が属する年の前年(利用月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税をいう。

様式第1号(第3条関係)

地域生活支援事業所指定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

地域生活支援事業所指定決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)

地域生活支援事業所指定却下通知書

[別紙参照]

様式第4号(第3条関係)

地域生活支援事業所名簿

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

日中一時支援事業利用申請書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

勘案事項整理票

[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)

日中一時支援事業利用決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第8号(第10条関係)

日中一時支援事業利用変更(廃止)届

[別紙参照]

様式第9号(第11条関係)

日中一時支援事業利用取消通知書

[別紙参照]

様式第1号(第3条関係)

受付番号	
------	--

杵築市地域生活支援事業所指定申請書

年 月 日

福祉推進課長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 印

杵築市日中一時支援事業等に伴う事業所の指定に関する要綱に規定する、杵築市地域生活支援事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所(施設)所在地市町村番号		
申請者 (設置者)	フリガナ	-----		
	名称	-----		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ 氏名	-----
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡・市		

注意：杵築市地域生活支援事業所の指定申請については、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において既に都道府県から指定を受けているか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以外の法律において既に指定を受けている事業所であることが要件となります。

指定を受けようとする事業所・施設の種類の	フリガナ	-----		
	名称	-----		
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	地域生活支援事業において行う事業等の種類	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以外の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			

(備考)

- 「受付番号」「事業所(施設)所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「地域生活支援事業において行う事業等の種類」の欄については、生活サポート事業、日中一時支援事業、移動支援事業、更生訓練費給付事業、経過的デイサービス事業の中より選んで記載してください。(複数可)

- 3 「事業所番号」欄には、都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

なお、都道府県等において事業所としての指定を受けたことを証する書類の写しを添付してください。

様式第 2 号(第 3 条関係)

第 年 月 日
号

杵築市地域生活支援事業所指定決定通知書

様

福祉推進課長

㊟

年 月 日に提出のありました、杵築市地域生活支援事業所指定申請書につきまして、審査の結果、下記のとおり指定が決定しましたので、杵築市日中一時支援事業実施要綱第 3 条の規定により通知します。

記

フリガナ 事業所の名称	
事業の種類	
所在地	
事業開始年月日	
施設の種別	
入所(入居)定員	人
備考	

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

杵築市地域生活支援事業所指定却下通知書

様

福祉推進課長

㊟

年 月 日に提出のありました、杵築市地域生活支援事業所指定申請書につきまして、審査の結果、却下することに決定しましたので、杵築市日中一時支援事業実施要綱第3条の規定により通知します。

却下の理由

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、杵築市長に対して審査請求をすることができます。(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として(訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。)提起することができます。(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

杵築市福祉推進課長 様

杵築市日中一時支援事業利用申請書

杵築市日中一時支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請につき、福祉推進課長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うこと及び税務関係課長が回答すること、並びに本事業に伴う給付額をサービス事業所が代理受領することについて同意します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年月日
	氏名	(個人番号)		
	居住地		電話番号	
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年月日
	氏名	(個人番号)	続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神保健福祉手帳番号	

他のサービス利用状況	障害福祉サービス	障害程度区分	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等			
介護保険	要介護認定	要支援 () ・ 要介護 1 2 3 4 5			
		利用中のサービスの種類と内容等			
被介護者と介護者の状況					
希望する日数及び時間					
希望する事業					
世帯員の状況	氏名(続柄)	生年月日	氏名(続柄)	生年月日	
所得区分	生活保護 ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般1 ・ 一般2				

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)			
フリガナ		申請者との関係		
氏名	(個人番号)			
住所	〒 電話番号			

様式第6号(第8条関係)

勘 案 事 項 整 理 票

身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 児童

氏 名			生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
障 害 の 種 類 及 び 程 度	記 載 内 容					
	身体障害者手帳	(種 級)				
	療 育 手 帳	()				
	精神保健福祉手帳	(級)				
	障害程度区分		有効期間			
	日常生活の状況：別紙					
その他の心身の状況	入院治療の必要性：有 ・ 無 通院：無 ・ 有 (医療機関名：_____ 主治医：_____ 通院の程度：通院 ・ 往診 月 ・ 週 回 _____)					
介 護 を 行 う 者 の 状 況	介護者	有 ・ 無				
	氏 名	(本人との続柄：)		性別	男 ・ 女	年齢
	心身の状況					
	生活状況等 (就労状況等を記入)					
障害福祉サービス利用の状況	利用中のサービスの種類、支給量、支給期間					
介護保険の利用状況	要介護度 ()、利用中のサービスの種類と内容等					
その他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況						

サービス利用に関する意向の 具体的内容	本人	利用目的等	
	介保 護護 者者	利用目的等	
当該障害者の置 かれている環境	当該障害者が居宅する住宅構造、生活環境等を記入		
利用を希望する 事業所			
調査者の意見			
調査年月日	年 月 日	調査担当者	㊞

別紙

日常生活の状況

1 日常生活関連動作（身体介助）に関する領域

項目	状況			
寝返り	要介助	—	少し不自由だが 自分でできる	自立
起き上がり	要介助	—	少し不自由だが 自分でできる	自立
車いす等への移乗	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
衣服着脱	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
食事行為	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
排せつ行為	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
入浴行為	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
移動（屋内）	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
移動（屋外）	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立

2 日常生活関連動作（家事援助）に関する領域

項目	状況			
調理（後片付けを含む。）	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
洗濯	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
掃除	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
整理・整頓	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
買い物	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる	自立
金銭管理	全介助	一部介助	—	自立
健康管理	全介助	一部介助	—	自立
人間関係の調整	全介助	一部介助	—	自立

3 行動障害に関する領域

項 目	状				況
強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動	重要	中度	軽度	なし	
睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動	重要	中度	軽度	なし	
自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為	重要	中度	軽度	なし	
物を盗られた等被害的になることが	ある	ときどきある	ない		
実際にはないものが見えたり、聞こえることが	ある	ときどきある	ない		
一日中横になったり、自室に閉じこもって何もしないでいることが	ある	ときどきある	ない		

4 コミュニケーションスキルに関する領域

項 目	状				況
意思を伝達する	できない	ほとんど できない	ときどき できる	できる	
他者からの意思伝達を理解	できない	ほとんど できない	ときどき できる	できる	

様

福祉推進課長



杵築市日中一時支援事業利用決定（却下）通知書

杵築市日中一時支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

決定者	フリガナ 氏名	生年月日	年月日
	居住地		
決定に係る児童氏名	フリガナ	生年月日	年月日
	続柄		
有効期間			
費用負担	負担上限額 月額		
障害の程度による単価の区分	食事提供加算		

支給量	
-----	--

注意事項	<p>1 事業を利用する際は、この通知書を指定事業者に提示して下さい。</p> <p>2 記載事項等に変更があったときには、福祉推進課長にその旨を届け出て下さい。</p>
------	---

2 却下

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に杵築市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、杵築市に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

福祉推進課長 様

杵築市日中一時支援事業利用変更（廃止）届

杵築市日中一時支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届出します。

記

利用者等	フリガナ			生年月日	年月日
	氏名	(個人番号)		⑨	
	居住地			電話番号	
利用に係る児童氏名	フリガナ			生年月日	年月日
		(個人番号)		続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	

1 変更

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日		

2 廃止

事業の利用を廃止します。

理由 ()

第 号
年 月 日

様

福祉推進課長



杵築市日中一時支援事業利用取消通知書

杵築市日中一時支援事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地			
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	取消年月日			
	取消理由			

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に杵築市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、杵築市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。